

稼ぐ・つなげる農業活動「あそ」

農委会名：阿蘇市農業委員会

1 地域の概要

本市は、平坦地と高冷地に分けられ、平坦地は豊富な水資源を活用した稲作地帯で、地下水の涵養にあたって重要な地域である。更に、担い手への農地の集積が進んでおり、農道やかんがい施設の保安全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。

高冷地は、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、豊富な自然環境を保全するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することも必要となっている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数：19人（うち、認定13人、女性3人）
- (2) 推進委員数：21人（うち、認定9人）
- (3) 事務局体制：4人（専任）

3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地の利用集積・集約面積 4,503.0ha
- (2) 緑区分の遊休農地の解消面積 0.4ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

(1) 担い手への農地の利用集積・集約化

農業者従事者の高齢化や後継者不足等で、自力での耕作や維持管理が難しくなっている農地について、地域の実情を聞くため集落座談会を開催し担い手農家への集積や、周辺の耕作者等へ借り手の探索を行った。

また、農地移動適正化あっせん事業を活用し、経営体への農地の売り渡しも併せて推進した。

(2) 遊休農地の解消

耕作放棄地の発生防止や解消のため、管内12地区の班編成で農地パトロールを実施し、阿蘇、一の宮、波野地区毎の利用状況調査および意向調査を行った。

また、県の耕作放棄地解消事業に取り組み、農地再生の支援を行い遊休農地の解消に努めた。

5 取組みの成果

(1) 担い手への農地の集積・集約化

令和4年度の担い手への農地の集積面積は、2,622haと目標の98.5%を達成した。

(2) 耕作放棄地の解消

令和4年度の緑区分の遊休農地の解消面積は、1haと目標を大きく上回る達成率と

なった。



【農地パトロールの様子】

6 課題と今後の方針等

- (1) 人・農地プランの実質化に向けた地域の話し合いに参加し、今後は、実質化した人・農地プランを実現していくため、市や県、JA等の関係機関と連携し、これまで行ってきたことを継続しながら、農地の集積化・集約化を推進していく。
- (2) 耕作放棄地の解消については、これからも引き続き県の耕作放棄地解消事業に取り組むことで農地を再生し、新たな借り手へ再生した農地のあっせんを行っていきたい。
また、農地パトロールの適正な実施や耕作放棄地所有者等への意向調査を行い、耕作放棄地の解消・発生防止に努めていく。

くまもと農業・最適化推進運動に係るモデル地区の取組み

農委会名：南小国町農業委員会

1 モデル地区の概要

- (1) 地区名：波居原地区
- (2) 地区内の農地面積：40.5ha
- (3) モデル地区を担当する農業委員数及び推進委員数
 - ① 農業委員数：1人
 - ② 推進委員数：1人

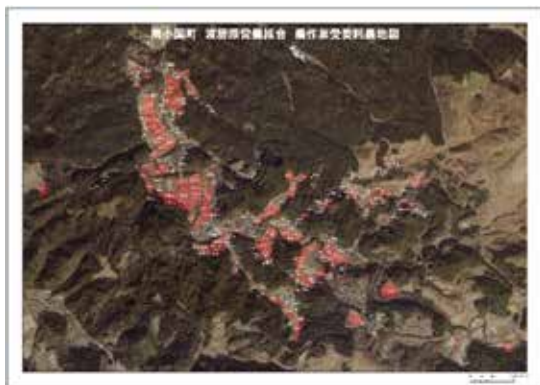
2 地区の実態を踏まえた取組みの方向

高齢化等による農業経営の不安から、将来的に安定した農業経営を地域全体で取り組むことを目指し、地域営農法人の設立を計画した。

3 取組みの概要

中山間地区である本町内において比較的平坦かつ優良な農地を持つ波居原地区であるが、地域の将来には安定的な農業経営を地域で組織的に取り組むことが必要と考え、平成25年頃から話し合い活動を重ねながら段階的に組織化に取り組み、この度営農法人を設立させることに成功した。

町農林課及び農業委員会としては、情報収集や関連機関との連絡調整、座談会への参加等によって法人設立の支援を行ってきた。



【法人による農地集積計画図面】



【農事組合法人はいわら設立総会】

4 取組みの成果（できるだけ数値を用いながら、具体的に）

- (1) 法人組合員数 18人
- (2) 法人出資口数 70口
- (3) 法人への集積面積 7.8ha

法人設立のため地域農業について話し合いを重ねたことで、各組合員が地域の現状についてより強い当事者意識をもって将来像を共有することができた。

併せて、組合員それぞれの状況を柔軟に考慮した作業計画や共同機械利用計画を立て

ることが可能になり、効率化・省力化が実現されつつある。



【先輩組合員の指導を受けながら作業に取り組む】



【作業日程はスマホを活用した共有連絡網にて】

5 課題と今後の方針等

設立当初の法人加入農地面積としてはおおむね計画どおりであるが、今後の運営のためには面積規模を拡大する必要がある。地域内の未加入農地加入による規模拡大を進めつつ、安定的な営農に必要な機械・資材の整備を計画的に遂行していく方針である。

おぐに農地利用最適化推進運動

農委会名：小国町農業委員会

1 地域の概要

小国町は、熊本県の最北端で、阿蘇外輪山の外側にあり筑後川の上流に位置する。東・西・北部を大分県、南部を南小国町と隣接し、涌蓋山が1,499mで小国町の中で一番高く、逆に一番低いのは海拔320mの杖立。東西18km、南北11kmで総面積は136,72km²。その総面積の74%は山林が占める農山村地域である。

九州山脈の屋根に位置しているため気温の変化が激しく、夏は涼しく冬は厳しい高冷地帯（平均気温13℃）であり、雨も多く年間降雨量は2,300mmで多雨多湿である。

基幹産業である農林業は畜産、園芸、椎茸など水稻との複合経営が多い。近年は、農家戸数の減少により、耕作放棄地が増え、担い手の育成確保が重要な課題となっている。

2 農業委員会の体制

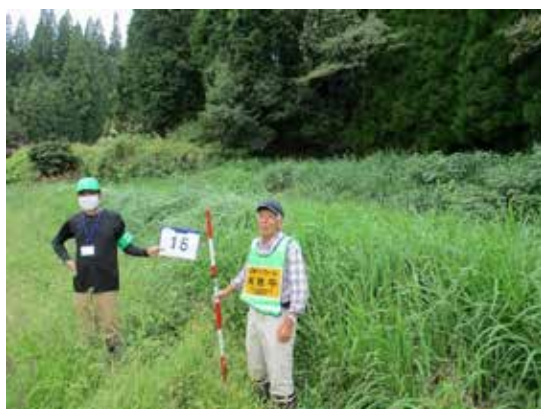
- (1) 農業委員数 8人（うち、認定6人、女性2人）
- (2) 推進委員数 12人（うち、認定4人、女性0人）
- (3) 事務局体制 3人（兼任）

3 掲げた目標

農地利用状況調査の精度向上、無断転用の防止、農地の遊休化の防止

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

今回、農地利用状況調査の精度向上のために航空写真を利用し、遊休農地の位置を特定する精度を向上させた。また、カメラの貸し出しをおこない、現地の写真は調査員と測量ポールを撮影し、自宅や役場の事務所でも荒廃度の確認をおこなえるようにした。荒廃度の判断については、統一した判断ができるよう事前説明会を実施し、荒廃度の判断の精度向上をおこなった。



【利用状況調査】



【遊休農地の位置特定作業】

5 取り組みの成果

(1) 1号遊休農地（緑区分）	101筆	11.6ha
(2) 1号遊休農地（黄区分）	114筆	13.5ha
(3) 2号遊休農地	124筆	13.2ha
(4) 非農地判断	5筆	0.5ha

6 課題と今後の方針等

農業委員・農地利用最適化推進委員の資質の向上と連携を益々図る必要がある。

なお、中山間地域の農地の最適化には、鳥獣被害、農業者の高齢化、後継者不足など諸問題を抱えながらも、地域の担い手への集積・集約と遊休農地化の防止を進め、地域によっては、法人化等も視野に入れながら、まずは現場活動を行う農地利用最適化推進委員による地道な活動を継続的に行い、その活動から農地の集積・集約や遊休農地化の防止に繋いで行くことが重要である。

くまもと農業・最適化推進運動に係るモデル地区の取組み

農委会名：産山村農業委員会

1 モデル地区の概要

- (1) 地区名：弁財天
- (2) 地区内の農地面積：40ha
- (3) モデル地区を担当する農業委員数及び推進委員数
 - ① 農業委員数：1人
 - ② 推進委員数：1人

2 地区の実態を踏まえた取組みの方向

当地区は、産山村のほぼ中央に位置し、水稻栽培と施設野菜等を組み合わせた複合経営が営まれている。谷あい水田は、狭小で傾斜地が多く、圃場整備が行われていない条件不利地であるため、農業後継者が少なく、高齢化が急速に進行している状況である。

当地区が有する様々な課題の解決に向け、農業者の経営安定を図る効果的・効率的な水田農業を実践するため、地域での話し合いを進める。

3 取組みの概要

- (1) 地域で話し合いを行い、今後の方向性（法人組織設立）について、意見交換を行った。
- (2) 先進地研修を行い、法人組織設立の経緯や課題等について、意見交換を行った。



【地域での話し合いの様子】



【先進地研修の様子】

4 取組みの成果

- (1) 受け手・出し手の意向把握件数 26件
今後の農業経営について、農家の意向を把握したところ、半数程度が10年以内に辞めると回答がっており、地域の実態把握が出来た。

5 課題と今後の方針等

上記の課題を解決していくため、令和5年度に農事組合法人を設立し、農業者の経営安定を図る。

たかもり農地利用最適化推進運動

農委会名：高森町農業委員会

1 地域の概要

本町は阿蘇五岳と南外輪山の間であり、南阿蘇の中でも奥座敷といわれる静かで自然の安らぎにあふれる町である。

産業は、農林業と観光業が主体で、畑作・稲作・葉タバコ生産・畜産などで発展してきた。昭和30年代から続く高冷地野菜の栽培に加え、近年ではトマトやヒゴムラサキなどの施設栽培が盛んである。

しかし、担い手不足や、高齢化に伴い、農地や農業施設の維持管理に困難が生じている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 14名（うち、認定8人、女性1人）
- (2) 推進委員数 18名（うち、認定7人、女性0人）
- (3) 事務局体制 3名（専兼）

3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地集積面積 2.0ha
- (2) 遊休農地の解消面積 13.9ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

(1) 担い手への農地の集積・集約化

農業従事者の高齢化や後継者不足等で、自力での耕作や維持管理が難しくなっている農地について、令和2年1月に設立した「農事組合法人矢村の杜」への集積や、周辺の耕作者等へ借り手の探索を行った。

また、農地中間管理機構を活用した利用権設定も併せて推進した。

(2) 耕作放棄地の解消

耕作放棄地の発生防止や解消のため、規模拡大を希望する担い手へ耕作放棄地の活用を目的したマッチングを実施。

受け手は県の耕作放棄地有効利用促進事業と町独自の補助事業である農地耕作条件改善事業を活用し、農道の整備とまとまった農地1.5haの耕作放棄地解消を実現した。



【解消前】



【解消後】

5 取組みの成果

(1) 担い手への農地の集積・集約化

令和4年度の担い手への農地の新規集積面積は、17.7haとなった。

(2) 耕作放棄地の解消

令和4年度の耕作放棄地の解消面積は、2.5haと目標を達成できなかったが解消された。

6 課題と今後の方針等

(1) 人・農地プランの実質化に向けた地域の話し合いを計画していた新型コロナウイルスの影響により、話し合いができなかった。

今後は、地域計画の作成のため、地域ごとの話し合いを進める。

(2) 耕作放棄地の解消については、これからも引き続き遊休農地への作付けを行うことで農地を再生し、新たな借り手へ再生した農地のあっせんを行っていきたい。

また、農地パトロールの適正な実施や耕作放棄地所有者等への個別訪問を行い、耕作放棄地の解消・発生防止に努めていく。

(3) 地籍調査が未了で農地の山林化が危惧され、町で行う農業振興地域整備計画の見直しと併せて、再生困難な遊休農地の非農地化を進めていく。

くまもと農業・最適化推進運動に係るモデル地区の取組み

農委会名：南阿蘇村農業委員会

1 モデル地区の概要

- (1) 地区名：立野地区
- (2) 地区内の農地面積 71.51ha
- (3) モデル地区を担当する農業委員数及び推進委員数
 - ① 農業委員数：1人
 - ② 推進委員数：2人

2 地区の実態を踏まえた取組みの方向

立野地区では、熊本地震後に長期避難を余儀なくされ地区住民の村外転出が多くある。その影響を受け農家の担い手も離農などで、地区内農地の遊休農地増加が危ぶまれる。そんな中で、地区内の基盤整備事業を実施し担い手農家が耕作をしやすい環境の整備が急務である。

3 取組みの概要

熊本県農業公社、熊本県、南阿蘇村、南阿蘇村農業委員会とで連携し立野地区基盤整備事業に併せ農地中間管理事業を活用し、利用集積集約を推し進めた。

4 取組みの成果

- (1) 受け手・出し手の意向把握件数 63件
- (2) 農地中間管理機構への貸付実績 31.74ha
- (3) 担い手への農地集積実績 30.72ha



【農地集積や基盤整備事業の取組みに向けた話し合い】



【農地パトロールや現地確認の様子】

5 課題と今後の方針等

基盤整備の本格的な工事着手は令和5年度からであり、従前地での農地集積集約が完了してはいるが、本換地後に更なる集積が出来るように農業委員や関連委員と連携し情報の共有を図る。

にしはら農地利用最適化推進運動

農委会名：西原村農業委員会

1 地域の概要

西原村は、熊本市の東方約20km、阿蘇外輪山の西麓に位置し、東部は俵山をはじめとする広大な原野と山林が占め、西へと台地が広がっている。ほぼ全域が火山灰の黒ボク土壌で、村の基幹産業は、甘藷・里芋・米・畜産を中心とした農業である。

近年は農業従事者の高齢化や担い手の不足等により、特に山間部で耕作放棄が増え有害鳥獣による被害の発生が増加の一途をたどっている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 12人（うち、認定4人、女性3人）
- (2) 推進委員数 9人（うち、認定2人、女性0人）
- (3) 事務局体制 3人（兼任）

3 掲げた目標

- (1) 守るべき農地を明確化するために再生困難な農地の非農地化を推進する。
- (2) 新規参入後のフォローアップを支援する。

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

(1) 農地の集積・集約化

最適化活動の目標設定や達成状況の点検・評価等が定められたことを受け、委員の理解を深める研修を実施し、「見える化」するために各委員が日々の活動内容を忘れないうちに記録するよう努めた。

(2) 遊休農地の解消

遊休農地の発生未然防止と再生を目的に、大字毎に農業委員と農地利用最適化推進委員で班編成し、地域を巡回パトロールして農地利用状況調査から農地利用意向調査までを一体的に実施し、現状把握と地域の課題の共有を行った。

また、農地として再生困難な耕作放棄地については非農地化の促進を図った。

(3) 新規就農者への支援

村、JA等の関係機関が連携して、新規就農者（就農希望者を含む）と担い手及び先進的な取組みをしている農家との意見交換会を開催し、事例発表や相談、質疑応答を通して見識と交流を深める取り組みの支援を行った。

別紙様式①



【調査前打合せ会議】



【農地利用状況調査】



【新規就農者意見交換会】

5 取り組みの成果

非農地判断面積 7.6ha

6 課題と今後の方針等

今後ますます農業者の高齢化や後継者不足が進み、荒廃農地の増加が懸念される。非農地判断を適切に実施しながら地元委員との情報共有を図り、農地の保全及び担い手への集積に努め、農地中間管理機構と連携しながら農地利用の最適化を推進していく。

また、新規参入の促進活動の一環として、参入者が継続して安定した営農ができるよう就農後のサポート体制の確立が課題である。